

平成18年7月21日

各 位

会 社 名 K D D I 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 会 長 小 野 寺 正
(コード番号:9433東証1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 ・ 人 事 本 部 長 大 島 進
(TEL. 03-6678-0719)

取締役に対する新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成18年7月21日開催の取締役会において、当社第22期定時株主総会で承認されました会社法361条第1項第3号の規定による当社の取締役に対する報酬等としての新株予約権(株式報酬型ストックオプション)についての具体的な発行内容等を、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 新株予約権の名称 KDDI株式会社第5回新株予約権(取締役用)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式105株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権の総数

105個とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に3.に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

平成18年7月10日(月)から平成18年8月9日(水)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値)を下回る場合は、当該終値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年10月1日から平成22年9月30日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得の条件

(1)当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6か月以内に行使を認める。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6か月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。

(3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。

(4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

11. 新株予約権の発行価額

新株予約権1個と引換えに払込む金銭の額は、新株予約権の割当日においてブラック=ショールズ・

モデルによる算定方法により算定される値とする。

12. 新株予約権を割当てる日

平成18年8月9日

13. 新株予約権の割当対象者及び割当数

当社取締役 7名 105個

なお、各割当対象者に対する割当数(以下、予定割当数という)の割当ては、当該者が会社法第242条第2項の規定に従い、予定割当数以上の数の新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件とし、また、当該者の申込みの数が予定割当数に満たない場合には、当該者に対する割当数は当該申込みの数とする。

(ご参考)

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年4月25日

(2) 定時株主総会の決議日 平成18年6月15日

以 上